

PSIM Web に関する運用規程

本規程は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム会則(以下本会則という)第 9 条および第 10 条第 3 項の規程に従い、幹事大学およびコンソーシアム参加大学(以下参加大学という)の PSIM Web の運用管理に関して規定するものである。

第 1 条 (運用規程の制定)

PSIM Web の運営主体である幹事大学は運営委員会の承認のもと、PSIM Web によるサービス(以下本サービスという)の運用に関して、以下の通り運用規程を制定する。

第 2 条 (運用規程の変更)

幹事大学は、運営委員会の承認のもと、本規程を改正することができる。

第 3 条 (提供サービスの内容)

幹事大学は PSIM Web の管理業務を行う。PSIM Web は、「一般公開ページ」と「参加校専用ページ」にわかれる。

- 1 「一般公開ページ」においては、本コンソーシアムの概要、活動を広く知らせる情報と参加校以外にも利用を認めたオープン教材の概要を掲載する。
- 2 「参加校専用ページ」においては、参加校に対する資料等の掲載を行う。
- 3 幹事大学は、参加大学に上記のサービス提供を行うため、参加大学に所属する、あるいは配下のサービス利用者へのアクセス権限を提供する。
- 4 なお、各提供サービスの利用に関する規程は、別途細則を定めるものとする。

第 4 条 (ID、パスワードの発行)

参加校専用ページへのアクセスに必要な ID 及びパスワードについては幹事大学より参加校代表者に対して連絡する。

第 5 条 (教材コンテンツの運用)

- 1 PSIM コンソーシアムに教材等を提供しようとする者は、その利用条件(別表 7)によって明らかにした上で運営委員会宛に提出する。
- 2 参加校専用ページへの教材等の登録は運営委員会の議を経て、幹事大学が行う。

第 6 条 (運用者の禁止行為)

PSIM Web の利用者は、PSIM Web あるいはそこからリンクされたコンテンツを利用して次の行為をしてはならない。

- (1) 特定の個人や団体を誹謗もしくは中傷したり不利益を与えたりする行為
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのある行為
- (3) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- (4) PSIM Web を破壊し、またはサービスの提供を妨げる行為
- (5) 参照および利用する教材や情報等の目的外使用
- (6) 教材コンテンツの不当な改ざん
- (7) ID、パスワードの他人への譲渡
- (8) アクセス権限を越えた操作
- (9) その他、社会通念上不適切と判断される行為

第 7 条 (情報の適切管理・守秘義務)

- 1 幹事大学及び参加大学は、本サービスに関する運用を通じて知り得た情報を、本サービスに関する運用の目的に沿うよう適切に管理するものとし、当該情報の開示者の事前の了承を得た場合を除き、これを第三者に直接または間接に開示・漏洩してはならない。
- 2 幹事大学及び参加大学は、本サービスの運営を通じて知り得た運用を通じて知り得た情報を、秘密保持のため適切に管理するものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
 - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 第三者に対する開示について事前に相手方の書面による承諾を得たもの
 - (3) 幹事大学及び参加大学が本規程の発効時点で既に保有していた情報
 - (4) 本規程にもとづき開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (5) 公知のもの又は他の当事者から得た後、自己の責によらないで公知となったもの
- 3 幹事大学及び参加大学は、法令上、行政上および裁判上の手続に関して、または行政官庁から要請をうけた場合、必要最小限度の範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、当該の幹事大学及び参加大学は、かかる要請があった

場合直ちに当該秘密情報の権利者および運営委員会にその旨を通知するものとする。

第 8 条 (設備等)

幹事大学及び参加大学は、本サービスに係る設備等が以下の通り負担されていることを理解した上で、それぞれが担当する運用を実施しなければならない。

- 1 各参加大学は、本サービスを運用するために必要となるソフトウェアおよびインターネットの利用環境を、すべて自己の費用と責任において準備するものとする。
- 2 本サービスを運用するために要した通信費、インターネット接続料金など一切の費用は、当該参加大学の負担とする。
- 3 幹事大学は、参加大学が PSIM Web の利用に関して、それに起因して損害が発生したとしても、責任を負わない。

第 9 条 (ID およびパスワードの管理責任)

参加大学は、発行された ID およびパスワードを、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に開示、譲渡もしくは利用させ、または、本サービスの目的に沿った運用以外の目的で利用してはならない。

附則 本規程は令和 5 年 1 2 月 2 日より施行する。